第明三種郵便物認可

⑶　Subject matter of the contract : New establishment and earthwork, etc. in fuel facilit in Hyakuri Airbase

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 December 2010

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 15 February 2011 (tenders brought with 12 : 00 P.M. 15 February 2011 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 15 February 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city 〒330―9721 TEL 048―600―1826

○第９号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　練馬㉒北町宿舎（Ｅ棟）新設建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都練馬区

⑷　工事内容

ア　公務員宿舎新設

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造12階建て／一部鉄筋コンクリート造平屋建て

規模：建物延べ面積　約8,600㎡

イ　既設建物解体

①　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,900㎡

②　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,600㎡

③　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,600㎡

④　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約1,700㎡

⑤　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約2,100㎡

⑥　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造５階建て

規模：建物延べ面積　約2,100㎡

⑦　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造４階建て

規模：建物延べ面積　約1,500㎡

⑧　解体建物

構造：コンクリートブロック造平屋建て

規模：建物延べ面積　約30㎡

⑨　解体建物

構造：鉄筋コンクリート造平屋建て

規模：建物延べ面積　約10㎡

⑩　自転車置場

構造：鉄骨造平屋建て33棟

附帯土木、電気設備、機械設備及び通信の解体工事

⑸　今回の工事範囲

ア　公務員宿舎新設　仮設（一式）・土・地業・鉄筋・コンクリート・鉄骨・防水（一部）・石・タイル・木（一部）・屋根及びとい・金属（一部）・左官（一部）・建具（一部）・塗装（一部）・内装（一部）・ユニット（一部）

イ　既設建物解体全て

⑹　工期　平成25年２月28日まで

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート　約7,600㎥

鉄筋　約980ｔ

鉄骨　約350ｔ

ガラス　約1,100㎡

⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年12月１日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）の示すところにより装備施設本部長から練馬㉒北町宿舎（Ｅ棟）新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成７年度以降に、元請けとして、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の12階建て以上で、規模が建物延べ面積8,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ　平成７年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。